

災害時の医療救護に関する協定書

富士見市（以下「甲」という。）と富士見医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、富士見市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、甲の要請に基づく医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する医療救護計画に基づき、速やかに医療救護班を編成し救護所等に派遣するものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護班に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者の傷病の程度の判定
- （2）傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- （3）医療機関への搬送の要否及びその順位の決定
- （4）死亡の確認及び死体の検案
- （5）その他必要な措置

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保）

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

（搬送先医療機関の確保）

第8条 甲は、乙の協力を得て災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関を確保するよう努めるものとする。

（医療費）

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- （1）医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- （2）医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- （3）医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- （4）前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

（訓練）

第11条 乙は甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

（他の自治体等からの派遣要請への協力）

第12条 甲が災害時における応援協定等を締結している自治体に医療救護班を派遣する必要がある場合には、乙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定により乙が県外で医療救護活動を行う場合には、その取り扱いについて別の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

（細則）

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成28年8月2日

富士見市大字鶴馬1800番地1

甲 富士見市

富士見市長 星野 信吾（直筆）

乙 富士見医師会

会長 日鼻 靖（直筆）